

2022年（令和4年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

行政のデジタル化の推進に関することに係る  
コンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）3月28日付けで諮問（第1130号）された行政のデジタル化の推進に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市の各種手続の受付については、関係者が来庁し窓口での対面及び書面提出による申請・届出等を必要としているものが複数ある。これら手続をオンライン化することで、新型コロナウイルスなどの感染症罹患リスクの軽減や、電子データを扱うことによる事務の効率化が図られる。また、申請・届出等を行うものにとっても、手続に時間的、距離的な制約がなくなり、利便性の向上が図られる。これらの理由により、藤沢市市政運営総合指針におけるデジタル市役所の実現に向けて、オンライン化手続90項目を電子申請により受付を行うものとした。

電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する。

(2) コンピュータ処理を行う必要性

申請・届出等を行うものの来庁を不要とし、また申請・届出等を受付するものが多くの情報を正確かつ迅速に処理するには、コンピュータ処理を行う必要ある。

(3) 対象手続及び所管課等について

ア 税制課

- 軽自動車税（種別割）減免申請（構造用）
- 軽自動車税（種別割）減免申請（障がい者用）
- 軽自動車税（種別割）減免申請（生活扶助用）
- 軽自動車税（種別割）減免申請（法人用）
- 軽自動車税（種別割）申告書（報告書）（税止め）

イ 郷土歴史課

画像掲載許可申請

ウ 介護保険課

- 介護給付費過誤申立書
- 介護予防・日常生活支援総合事業費（訪問型サービス・通所型サービス）過誤申立書
- 介護保険事業者 事故報告書（事業者等→藤沢市）

エ 高齢者支援課

介護予防・日常生活支援総合事業費（介護予防ケアマネジメント）過誤申立書

オ 学務保健課

臨時的任用職員・非常勤講師等登録

カ 文化芸術課

- 藤沢市アートスペース使用許可申請
- 使用登録書
- 藤沢市アートスペース使用料減免申請書
- 藤沢市アートスペース使用取りやめ申請書
- 藤沢市アートスペース既納使用料還付申請書
- 藤沢市民ギャラリー使用許可申請
- 団体登録書
- 藤沢市民ギャラリー使用取消届出書
- 藤沢市民ギャラリー既納使用料還付申請書

キ 生活衛生課

猫不妊・去勢手術補助金交付申請

ク 選挙管理委員会事務局

不在者投票の投票用紙等請求

ケ 下水道総務課

下水道使用料の減免申請

コ 危機管理課

防災訓練等実施届

サ 健康づくり課

健診(検診)受診券発行(再発行)申請

シ みどり保全課

緑の保全奨励金交付申請書

ス 建築指導課

住居表示建物等新築届出

セ 予防課

り災証明申請書(火災)

防火管理講習修了証再交付申請書 予防課

危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可申請書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所仮使用承認申請書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査申請書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可及び仮使用承認申請書

完成検査済証再交付申請書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査申請書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書

危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書

危険物保安統括管理者選任・解任届出書

危険物保安監督者選任・解任届出書

予防規程制定・変更許可申請書

屋外タンク貯蔵所保安検査申請書

危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書

屋外貯蔵タンク内部点検期間延長届出書

設置者の住所・氏名・名称変更届出書

危険物製造所等使用休止・再開届出書

危険物製造所等軽微な変更工事届出書

危険物製造所等火気使用工事届出書

危険物製造所等災害発生届出書

許可書等再交付申請書

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

少量危険物等貯蔵・取扱所設置(廃止)届出書

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

地下貯蔵タンク等の計画届出書  
危険物許可申請等取下届出書  
少量危険物等タンク検査申請書  
危険物製造所等特例適用申請書  
改善報告書（ガス）  
改善報告書（液石）  
改善報告書（電気）  
藤沢市防火推進員申込書

ソ 査察指導課

火気使用等許可申請  
火災予防上必要な業務に関する計画提出  
防火対象物使用開始届  
炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・  
サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工  
機設置届  
変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設  
備設置届  
ネオン管灯設備設置届  
水素ガス充てん気球設置届  
煙・火炎発生届  
煙火打上仕掛届  
催物開催届  
道路工事等届  
露店等開設届  
指定洞道等設置（変更）届  
少量危険物等貯蔵・取扱所設置（廃止）届  
少量危険物等タンク検査申請  
工事整備対象物等着工届出（着工届）  
消防用設備等工事計画届出  
消防用設備等特例適用申請  
消防法令適合通知書交付申請（旅館業）  
消防法令適合通知書交付申請（民泊）  
旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会  
工事中の消防計画届出  
自衛消防訓練通知  
消防訓練届出  
認定通知書再交付申請  
表示マーク交付（更新）申請  
表示基準適合通知申請（表示制度対象外施設）

(4) コンピュータ処理を行う個人情報

「各種手続で取扱う個人情報一覧」のとおり

(5) システムの安全性

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年(平成27年)3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申されたシステム(以下、システムという)を利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用している。システムのログインには、F/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても、F/W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-ASPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。

SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、ISO/IEC27001(ISMS)に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマークも取得している。

エ 契約方法

システムを運営する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制

限する。また、ログイン時のID及びパスワードについても担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

システムで受信したデータは、所属内の受付を担当する職員のみが共同運営システム上で閲覧・処理できるものとし、受信データについては、紙又はデータで藤沢市行政文書取扱規程に従い保存する。

(6) 添付文書

各種手続で取扱う個人情報一覧

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申請・届出等を行うものの来庁を不要とし、また申請・届出等を受付するものが多くの情報を正確かつ迅速に処理するには、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のアからオまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア

イ データの安全性を高めるための措置

ア

ウ 安全対策を確認できるようにするための措置

イ、ウ

エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

オ(ア)

オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措置

エ

カ 日常的な安全対策

オ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、本諮問で電子化の対象になった受付事務の実績並びに手続きのオンライン化を進めていくなかでの課題、懸念事項及び関係者からの意見等について、当審議会へ1年程度を目途に報告することを要望する。

以 上